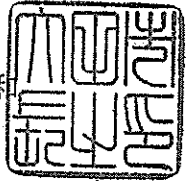


大田市公告第9号

大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理事業の事業計画を定めたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第9項の規定により、下記の事項を公告する。

令和4年2月1日

大田市長 楯野 弘和



記

- 1 土地区画整理事業の名称
大田都市計画事業大田市駅前周辺東側土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
大田市
- 3 施行地区
大田市大田町大田字大沢及び綿田の一部
- 4 事業施行期間
令和4年2月1日から令和11年3月31日まで
- 5 事務所の所在地
大田市大田町大田口1111番地 大田市役所
- 6 事業計画決定の年月日
令和4年2月1日